

太田市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

太田市農業委員会
会長 新井 章夫

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地利用の最適化の推進」が必須事務として位置づけられた。

太田市においては合併により区域が拡大し、ほぼ平坦な地形の中で金山・八王子丘陵等の中山間地域が一部に見られ、東部地域では米麦の二毛作が盛んで、西部地域では施設・露地野菜の栽培や畜産業が営まれ、地域の特性を活かした多彩な特産品が生産されている。

このような状況の中で、農業者の高齢化や担い手不足、さらに農産物の価格低迷や市外農地所有者の増加などが影響し、市内各地で遊休農地が発生し、周辺農地への悪影響や近隣住民からの苦情など、様々な問題が生じている。

このように本市の農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあるが、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条第1項の規定に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下、推進委員）が連携し、担当区域での活動を通じて太田市農業委員会の「農地利用の最適化」を一体的に推進する指針として、具体的な活動方針と行動の指標について以下のとおり定める。

なお、この指針は現農業委員、推進委員の任期を見据え、平成32年12月末までの目標として定め、平成32年7月の委員改選後に新たな指針について検討し定めることとする。

また、指針の実施状況については毎年度検証を行い、必要により見直しを行うこととする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 H29年3月末	6, 320 ha	75 ha	1. 18%
3年後の目標 H32年3月末	6, 150 ha	68 ha	1. 10%

(2) 目標設定の考え方

農業全体の将来的な展望は非常に厳しい状況にあるが、法改正の主目的である農地利用の最適化と利用集積を推進するため、農地パトロールの仕組みを再構築し、農業委員と推進委員が年間を通して現地活動を行う。

これにより、これまで以上に各地域での巡回が強化され、新たな遊休農地の発覚と解消指導が並行して行われることから、過去の解消率による4年後の推計値を3年後の解消目標と定め、遊休農地を68haに減少させることを目標とする。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地パトロールの実施

- 農地パトロールは農業委員と推進委員が連携し、担当する区域において目視により現地確認を行う。
- 調査は特に耕作放棄地、納税猶予地、違反転用地を重点的に行い、耕作放棄地は主に推進委員が担当し、納税猶予地と違反転用地は農業委員が担当する。
- 現地確認は年間を通して実施し、併せて該当地の地権者に対する是正指導も定期的に実施する。
- 農地パトロールの相談の中で得られた「農地を貸したい、借りたい」等の希望を基に農家単位の「相談カード」を作成し、利用意向の基本情報として整備するほか、農地中間管理機構との連携に活用する。

② 農地利用状況調査の実施

- 8月～11月を農地パトロールの強化月間と位置づけ、農地利用状況調査を実施し、集中的に遊休農地等の現地調査を行う。
- 再生利用が困難な農地（B分類）と判断されたものは、状況に応じ非農地判定を行い守るべき農地を明確にする。

③ 農地利用意向調査の実施

- 新たに遊休農地と判断された農地の地権者に対して、該当農地の今後の利用意向等について確認する。
- 農地利用意向調査は、原則として訪問により調査を実施し、通常遊休農地は推進委員が担当し、納税猶予の対象地は農業委員が担当する。

④ 苦情農地の解消確認と指導

- 雑草の繁茂など、農地に関する苦情発生時に事務局で解消指導通知を送付するが、推進委員は通知後1カ月後を目途に解消実施の有無について現地確認を行う。
- 現地確認を行い解消がされない場合、遊休農地と同様に地権者に対して定期的指導を実施し、翌年度の農地利用状況調査の関連情報として活用する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 H29年3月末	6, 320 ha	1, 337 ha	21.15%
3年後の目標 H32年3月末	6, 150 ha	1, 554 ha	25.26%

(2) 目標設定の考え方

過去の集積面積、集積率は平成27年度に一時的に減少したものの集約化は段階的に進んでおり、3年後の目標値は過去4年間の伸び率に基づく推計値に、新体制構築による効果を1%と推計し、合計で217haの農地利用集積を見込む。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 貸し手と借り手のマッチング（仲介）の推進

- 農業委員と推進委員は、農地パトロール活動の中で調査した「相談カード」や、農業委員会事務局に提出された「利用権設定（あっせん）申出書」等の貸借意向情報に基づき、貸し手、借り手のマッチング（仲介）を推進する。
- 農業委員、推進委員は各年度1人1件以上のマッチング（仲介）の実現を目標とする。

② 人・農地プランに関する協議への参加

- 太田市では既に市内全域を網羅する12地区で、地区別の「人・農地プラン」の策定が終了しており、今後はプランの実現に向けた検討会や、地域農業の課題等を解決するための座談会等が開催される。

農業委員と推進委員は農地の利用集積を推進する立場から、これらの会議に積極的に参加し、情報の収集と参加者との意見交換を行う。

③ 担い手との意見交換会

- 農業委員と推進委員は、農事支部や農用地利用調整組合などが開催する会議に参加し、認定農業者や農地所有適格法人関係者との意見交換を行い、意欲ある担い手の情報収集に努める。

④ 農地中間管理機構との連携

- 利用意向調査等の農家訪問時に、地権者に対して農地中間管理事業の概要説明を行い、農地中間管理機構を利用した農地利用集積の拡大を推進する。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入経営体
H28 年度実績	0 経営体
3 年後の目標 H32 年 3 月末	3 経営体

(2) 目標設定の考え方

新規参入については、平成 25 年から 28 年までの 4 年間の実績合計が 1 件であることから、毎年度 1 件の新規参入を目標とし、3 年後は 3 経営体の参入を目標値とする。

(3) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み

① 関係機関との連携

群馬県、群馬県農業会議、農地中間管理機構、J A 等と連携し、管内農地の借り入れ意向がある認定農業者および、新規参入希望者を把握し情報収集に努め、必要により相談会等を開催する。

② 新規就農者への支援

群馬県、太田市、J A 等の関係機関と連携し、意欲ある新規就農希望者に対し、あつせん希望が出されている農地の情報を提供し、新規就農に向けた支援を行う。

また、農業委員、推進委員は新規就農希望者に対し、必要により農地貸借の相談等、新規就農に向けた支援を行う。

③ 企業参入の推進

担い手がない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、積極的に企業の参入の推進を図る。